

『エジプト混合裁判所判例: 公式選集』の史料性格について

The Character of *Jurisprudence des tribunaux de la réforme en Egypte: Recueil officiel* as A Source for Historical Research.

出川英里*
DEGAWA Eri

要旨 混合裁判所は外国人が関わる訴訟を管轄したエジプトの裁判所である。近年、混合裁判所の裁判判例を用いた社会史的な手法の研究が進められている。しかし、史料とされる判例集の性格は十分に明らかにされていない。本論文では1876年から1887/88年間に刊行された『エジプト混合裁判所判例: 公式選集』を対象とし、記載内容の確認、統計資料との比較、争点の集計を通して、本判例集が歴史研究の史料としていかなる限界と可能性を持つかを検討することを試みた。結果として、本判例集には混合裁判所で行われた裁判のごく一部の裁判判例しか収録されていないことが明らかになった。しかし、フランスの司法制度を継受し、外国人裁判官と現地人裁判官がともに審理に参加した混合裁判所においては、裁判官の法的見解という判例の記載内容は、近代的な司法制度の運用を考察するための重要な史料となりうると考えられる。

1. はじめに

混合裁判所 (maḥākīm mukhtaliṭa, tribunaux mixtes) は、1876年に開廷し1949年まで存続した、外国人が関わる民事、商事、一部の刑事事件を管轄した裁判所である。裁判所の設立と運用には欧米14か国¹⁾が関与し、裁判には現地の裁判官と外国人裁判官がそれぞれ出席した。裁判所はフランスの司法制度を継受し、混合裁判所諸法典としてナポレオン諸法典を範とする6つの法典が公布された。

エジプトでは1850年代から60年代にかけて、急速な近代化政策が行われるとともに、経済の面では綿花モノカルチャー化が進んだ²⁾。それに伴い、商業や雇用機会獲得のためにヨーロッパ、とくに東地中海地域からの人口流入がみられた³⁾。

外国人の経済活動が活発になる中で、本来自国の居留民同士の係争を管轄する領事裁判所の権限が拡大していった。その対応として、エジプト外務大臣ヌーバールは外国人が関わる訴訟を一元的に管轄する混合裁判所の設立を主張した。1867年から1875年にかけて、エジプト政府は欧米政府、オスマン政府と裁判所設立交渉を行った。そして1875年6月28日のヘディーヴ・イスマーイールによる設立宣言を経て、1876年から運用が開始された⁴⁾。

* 千葉大学大学院人文公共学府博士後期課程

¹⁾ ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、アメリカ、フランス、イギリス、ギリシャ、イタリア、スウェーデン、オランダ、ポルトガル、ロシアの14か国である (Brinton 1968: 25)。

²⁾ 19世紀半ばから後半にかけての社会経済状況については (長沢 1991; 中岡 1991) を参照。

³⁾ Panzacによると外国人人口は1840年には6,000人程度であったが、1897年時点で外国人人口は112,574人に達した。国籍別にみると、最も多い集団がギリシャ人で29,758人、次いでイタリア人23,261人、イギリス人18,446人、フランス人11,819人である (Panzac 1987: 26)。

⁴⁾ 混合裁判所設立の経緯については (Brinton 1968, 13-24; Cannon 1988: 38-61) を参照。

先行研究では、混合裁判所は法制度史、社会経済史、政治史の観点から論じられてきた。法制度史では、混合裁判所は司法制度の近代化の起点として位置づけられている⁵⁾。また、社会経済史では、特に近代エジプト社会経済史の重要なテーマである農民の土地喪失や大土地所有形成の背景として言及され、外国人の権益を保障する制度として位置づけられてきた⁶⁾。政治史の観点からは、エジプト国内外の政治変動と混合裁判所の関連が示されている⁷⁾。

2000年代以降、裁判記録や判例を史料とした社会史的なアプローチをとる研究があらわれてきた。それらの研究では、裁判における法の適用のしかた、人々の裁判所利用や訴訟戦略といった法社会史的なテーマも議論されている⁸⁾。また、加藤は村落における地主と農民の関係という社会経済史的な関心から、混合裁判所マンスーラ第一審の「判決文」を用いた事例研究を行った。ただし、この「判決文」とは混合裁判所での裁判過程と審議内容および判決をまとめた小冊子であり、裁判時に作成された記録そのものではないとされる⁹⁾。

Petriccaによれば、混合裁判所の判決文は大部分がエジプト財務省管轄下の文書館 (Dār al-Mahfūzāt al-'Umūmiyya) に保管され、一部エジプト国立公文書館 (Dār al-Wathā'iq al-Qawmiyya) にも所蔵されているという¹⁰⁾。しかし、これらの裁判記録を利用した研究は進んでいない。一方、判例集については、混合裁判所控訴院裁判長を務めたBrintonが控訴院判決を収録する2つの判例集を紹介した。*Bulletin de législation et de jurisprudence égyptiennes* (『エジプト立法・判例報』) と*Jurisprudence des tribunaux de la réforme en Egypte: Recueil officiel* (『エジプト混合裁判所判例: 公式選集』、以下『公式選集』と略す) である¹¹⁾。これらの判例集はヨーロッパやアメリカ、日本の図書館に所蔵されており、デジタルアーカイブを利用してウェブ上で閲覧可能なものも多い。

個別の裁判事例に着目した研究がなされる一方で、混合裁判所での裁判件数を数量的に示した研究はない。また、判例集についても、どのように編纂されるのか、収録される判例が控訴院判決のすべてを網羅しているのか、判例にはどのような種類の訴訟が多くみられるのかといった、史料としての性格や特徴は検討されていない。そこで、本研究では、1876年から1887/88年間の『公式選集』(第1巻～第13巻)を対象とし、その史料性格を明らかにすることを試みる。次節で説明する通り、『公式選集』には「控訴院判決の部」

⁵⁾ Brinton 1968 ; Hoyle 1991 ; Sālim 2010.

⁶⁾ Baer 1962: 34-37, 66 ; 中岡 1991: 99-100.

⁷⁾ CannonとToddは、混合裁判所の設立を、エジプトがヨーロッパに政治経済的に従属していく過程に位置づけている。この点で、ベアラーの見方に近い。一方、ブラウンはエジプト政府による裁判所設立の動機を重視し、フランス型司法制度導入によるイギリス占領当局の司法制度介入の抑止といった面を指摘している (Cannon 1988 ; Brown 1993 ; Todd 2018)。

⁸⁾ Sonbol 2003 ; Petricca 2012 ; Taha 2019.

⁹⁾ 加藤 1993, xi, 第XII章.

¹⁰⁾ 国立公文書館には主に混合裁判所とエジプト政府の間で交わされた立法に関する問題や、裁判官や廷吏の雇用に関する文書が所蔵されているという (Petricca 2011: 16)。Dār al-Mahfūzāt al-'Umūmiyyaについては、エジプト近代史研究者Adam Mestyanによる2013年時点の史料調査報告がある。彼によれば、文書館の所蔵史料目録等は整備されていないようである (Mestyan 2014)。混合裁判所の裁判記録が利用されてこなかった背景には、こうした史料へのアクセス状況もあるように思われる。

¹¹⁾ 20世紀にはいると*Gazette des Tribunaux Mixes d'Egypte*と*Journal des Tribunaux Mixtes*が刊行された。*Gazette*は第1審の判決の要旨や法律に関する記事、書評等が掲載されているという (Brinton 1968: 218-219)。

のほか「委員会判決の部」、「特別法廷判決の部」があるが、本稿では「控訴院判決の部」に限定して検討する。まず、『公式選集』の概要と判例の形式、記載内容を確認する。次いで、1876年から1887/88年間の裁判件数と判例収録件数を比較する。そして、『公式選集』第1巻の件名索引を検討し、裁判における争点の傾向を示す。最後に『公式選集』の史料としての制約や利用可能性を考察する¹²⁾。

分析対象を1876年から1887/88年間の『公式選集』に限定する理由は、『エジプト立法・判例報』の発行開始は1889年からであり、当該期間の判例を一定数収録しているのは『公式選集』のみだからである。1876年から1887/88年には、1876年のエジプト財政破綻とそれに続くヨーロッパ諸国による財政管理、オラービー運動、1882年のイギリス占領開始といった大きな政治変動が生じた。この時期における裁判件数の推移や判例集の特徴を検討することは、混合裁判所を政治史や社会経済史の観点から検討するうえでも意義があると考えられる。混合裁判所の開廷から閉廷までの期間（1876年～1949年）について、『エジプト立法・判例報』も検討対象とした通時的・包括的な分析は今後の課題である。

なお、注で混合裁判所の規則や法典の条文を示す場合には、以下の凡例に従う。司法組織規則 (Règlement organization judiciaire) と裁判所総則 (Règlement générale judiciaire) は裁判所の構成、裁判管轄、裁判官や廷吏の職務規定を定めた規則である¹³⁾。

凡例：混合裁判所民法典：Civ. M、混合裁判所手続法典：Pro. M、司法組織規則：ROJ、裁判所総則：RGJ

2. 『公式選集』の概要

(1) 発行期間、形態、頻度、利用のされ方

混合裁判所は二審制をとる。第一審はカイロ、アレキサンドリア、マンスーラ（イスマイリア）¹⁴⁾の3か所、控訴院はアレキサンドリアのみである。したがって「控訴院判決」とはアレキサンドリア控訴院の判決となる。裁判所は1876年2月から審理が開始され¹⁵⁾、以降、毎年11月からはじまる司法年度に基づき運用された¹⁶⁾。

『公式選集』は1876年から1905/06年度分（第1巻～第31巻）まで発行が確認できる。控訴院弁護士Maxime Pupikofeによれば、『公式選集』は1907年に廃刊となったという¹⁷⁾。検討対象とする第1巻から第13巻の書誌情報を別表1にまとめ、本稿の末尾に添付した。

『公式選集』は書籍の形態で発行され、1冊につき司法年度1年分の判例が収録される。

¹²⁾ イスラーム史においては、シャリーア法廷台帳を用いた研究が盛んである。秋葉 2012にまとめられている研究史は、混合裁判所研究の研究動向の理解と課題を考える上で示唆的であった。Ze' Evi 1998、三浦 1998、大河原 2005が論じている文書の作成過程や同時代における役割、文書が社会の実態を反映しているのかといった問題は、混合裁判所の判例集や裁判記録を用いるうえでも考慮すべきであろう。

¹³⁾ なお、出川 2022では司法組織規則の試訳を行った。

¹⁴⁾ Brintonによると3つ目の裁判所は当初ザガジグに置かれる予定だったが、建設用地の問題でイスマイリアに設置された。その後イスマイリアでマラリアが発生し、1877年にはイスマイリアの管轄地域は一時的にカイロ第一審に統合され、翌年マンスーラに移されたが、3つ目の第1審が最終的に再設置されるのは1887年であったという (Brinton 1968: 136)。

¹⁵⁾ Hoyle 1911: 11.

¹⁶⁾ RGJ. Art. 51. *Règlement générale* 1877: 19.

¹⁷⁾ Conseil de l'ordre des avocat 1926: 173.

ただし、毎年7月1日から10月15日は休廷期とされており¹⁸⁾、『公式選集』にもその期間の判例はみられない。第8巻以降は出版地と印刷所が確認でき、いずれもアレキサンドリアの外国人系印刷所から刊行されている。第1巻から第12巻までは発行年の記載がないが、フランスの法学雑誌『比較立法協会会報』の1887年1月号に、混合裁判所控訴院裁判官M. Martin-Sarzeauが『公式選集』の第1巻から第10巻（1884/85年度）を寄贈したとの記録がある¹⁹⁾。M. Martin-Sarzeauは1886年中にこれらの巻を寄贈したと考えられることから、第1巻から年度ごとに発行されていた可能性が高い。

編纂者や編纂過程は『公式選集』の性格を知るうえで非常に重要な情報であるが、現在のところ明らかになっていない。手がかりとなりうるのは、第1巻第1部の「前書き」である。そこには、まず、司法組織規則第1篇第9条と第34条、すなわち民事・商事事件に対する裁判権と、裁判において適用される法に関する規定が引用されている²⁰⁾。続いて、裁判所設立前に生じたエジプト政府に対する訴訟は「委員会 (les commissions)」または「特別法廷 (les chambres spéciales)」にて扱われることが説明される。そして、これらの条件から『公式選集』は、第1部が「控訴院判決 (Arrêts de la cour d'appel d'Alexandrie)」、第2部が「委員会判決 (Arrêts prononcés par les commissions)」、第3部が「特別法廷判決 (Jugement et Arrêts prononcés par les chambres spéciales)」となると記されている²¹⁾。ここから、『公式選集』第1巻は、第1部は控訴院の民事・商事事件、第2部は委員会判決、第3部は特別法廷判決の判例を収録対象としたことがわかる。ただし、第2巻以降に「委員会判決」と「特別法廷判決」の部が発行されたかは確認できていない。

判例集の利用のされ方として、Brintonは、混合裁判所はフランスの司法制度を採用したため、イギリスのように判例自体が法とみなされることはないが、過去になされた法の解釈が、法に従って行われたという推定に基づいて、判例が参照されたとしている²²⁾。また、Wilnerによると、混合裁判所では制定法(混合裁判所諸法典とエジプト政府による法令)に定められていない問題を審理する際に判例が重視されたという²³⁾。これらの指摘に従えば、判例集は裁判官の法的判断に関して一定の役割を担っていたといえるだろう。

(2) 『公式選集』の構成と判例1件の記載事項

1冊の『公式選集』は、判例が日付順に掲載され、巻末に訴訟当事者名の索引、件名索引が付されるという構成をとる。記述言語はフランス語またはイタリア語である。裁判所での

¹⁸⁾ RGJ. Art. 113, 114. *Règlement générale* 1877: 35.

¹⁹⁾ Société de législation comparée 1887: 51.

²⁰⁾ 司法組織規則第1篇第9条、第34条の内容は次のとおり (ROJ. Titre 1. Art. 9, 34. *Codes* 1896: 5, 11; 出川 2022: 23, 26)。

第9条：これらの裁判所は、身分法に関するものを除き、現地人と外国人の間、そして、異なる国籍の外国人の間の、すべての民事および商事訴訟について、単独で、裁判権をもつ。同様に、たとえ同じ国籍に属する場合でも、全ての人々の間の、あらゆる不動産訴訟について裁判権をもつ。

第34条：新しい裁判所は、民事と商事における彼らの裁判権限の行使について、そして、刑事について彼らに合意された裁判権限の制限の中で、エジプト政府によって列強諸国 (Puissances) に提示された法典を適用し、法に言及されていない場合や、不十分な場合、あいまいな場合、裁判官は自然法の原理 (principes du droit naturel) と衡平の原則 (règles de l'équité) に従う。

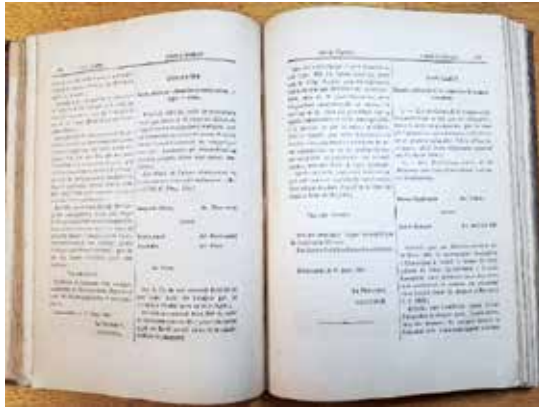
²¹⁾ *Recueil officiel*. tome 1, 1 ère partie, Avertissement.

²²⁾ Brinton 1968: 93-94.

²³⁾ Wilner 1975: 417.

使用言語は司法組織規則でアラビア語、フランス語、イタリア語と定められていた²⁴⁾。しかし、筆者が確認した限りでは『公式選集』にアラビア語の判例はない。主にフランス語が用いられ、一部イタリア語の判例もみられる。

続いて1件の判例に記載されている事項を確認する。1つの判例の分量は短いものであれば1ページ、長いもので6～7ページと幅がある。判例は以下の①から⑧の順番で一定の形式で記述される²⁵⁾。



判例の記載事項

- ①件名、②要旨、
- ③控訴人名・弁護士名
- ④被控訴人名・弁護士名
- ⑤判例本文、⑥判決主文
- ⑦判決日付、⑧裁判長名

Recueil officiel, tome 6, 1ère partie: 180-181.

一橋大学附属図書館所蔵。筆者撮影。

1件の判例は「SOMMAIRE (概要)」から始まり、その下に裁判の争点に関するキーワード(件名)が付される。多くの場合、複数の件名がつけられている。件名は、売買や賃貸借といった訴訟当事者間の争いの内容に関わる用語もあれば、訴訟手続きや裁判所の業務に関するものもある。つまり、件名は訴訟内容そのものではなく、裁判での争点を示めている。件名は巻末の件名索引と対応しており、判例冒頭の件名のうち一部が巻末の索引に掲載されている。件名に続いて、イタリックで要旨が記される。本文はLA COUR (控訴院)から始まる部分で、「控訴院は…である故に (LA COUR Attendu que…)」という表現が続く。ここでは訴訟の経緯や当事者に関する情報などの事実確認や当事者の主張・証拠に対する裁判官の法的見解が記される。そして、PAR CES MOTIFES (これらの理由により)の後に判決の内容が書かれる。つまり、判例は「控訴院は、～である故に、以上の理由により、判決を下す」というパターンで構成されている。本文の内容は、当事者の主張や提出された証拠書類に対する裁判官の見解、法的有効性の検討が中心を占める。訴訟の経緯の説明は簡潔で、国籍や職業、居住地などの訴訟当事者の属性は書かれない場合も多い。

写真の判例の内容を紹介すると、冒頭に「動産の差押え」、「返還請求」、「控訴」、「期限」という件名がつけられる。イタリックで書かれた要旨の後に、訴訟当事者の名前が示される。控訴人マルゲリータ・ヴィレアック (Marguerite Villerac)、被控訴人イブラーヒム・アフマド (Ibrahim Ahmad)、カミール・モル (Camille Moll) である。控訴人にはメルシニエ (Mercinier)、被控訴人にはそれぞれマニユサルディー (Manusardi) とニンチ (Ninch)

²⁴⁾ ROJ. title 1. art. 16. Codes 1896: 7.

²⁵⁾ この形式は、(板寺 2002: 222, 224) に紹介されているフランスの判例の形式と共通している。

という弁護士がついている。本文から読み取れる事柄は次のとおりである。ヴィレアックという女性が差押えられた動産について返還請求を起こしたが、第一審で彼女は敗訴し、その後、控訴した。控訴審において、被控訴人たちは、控訴が期限内に行われなかったためにヴィレアックの控訴は受理されないと主張した。それに対して、控訴院は、民商事訴訟手続法には、動産の差押えに対する返還請求の控訴期限は60日と定められており、ヴィレアックの控訴は受理可能であるとした。判決では、ヴィレアックの控訴は受理可能であると宣言され、イブラーヒーム・アフマドに対して訴訟費用の支払が命じられた。

動産の差押えが訴訟の原因であることから、ヴィレアックが何らかの債務を負っていたと推測されるが、債権者や差押えられた動産の内容は書かれていない。ヴィレアックによる控訴が受理された後に、この訴訟がどのような展開をたどったのかは、判例からはわからない。当事者が外国人であるか、現地住民であるかは名前からおおよその判断がつく。この事例では、イブラーヒーム・アフマドのみが現地住民と考えられる。しかし、判例には当事者の国籍は書かれていない。ヴィレアックに対しては、本文で*demoiselle*という女性に対する敬称がつけられている。女性が控訴人である点や、現地住民と外国人がともに被控訴人となっている点は興味深い事例である。しかし、本判例は裁判の争点であった「控訴の期限」に関して、被控訴人の主張に対する裁判所の見解と判決の根拠に焦点を絞った記述がなされており、ここから訴訟当事者間の関係を抽出するのは困難である。

3. 1876年～1887/88年間の裁判件数と判例件数

(1) 混合裁判所の制度概要

ここでは裁判統計を用いて裁判件数と『公式選集』の判例数を比較し、『公式選集』の網羅性を検討する。この裁判統計は、混合裁判所の検事長 (*Procureur Général*) から法務省にあてた報告書に基づくものである。まずは考察の前提となる民事と商事の裁判制度について説明する。

先に述べた通り、混合裁判所は二審制をとり、第一審は3か所 (アレキサンドリア、カイロ、イスマイリア→マンスーラ)、控訴院はアレキサンドリアのみである。第一審には7名の裁判官が所属し、うち、外国人裁判官は4名、現地人裁判官は3名である。審理は外国人裁判官3名、現地人裁判官2名の下で行われる。控訴院には11名の裁判官が所属し、うち外国人裁判官は7名、現地人裁判官は4名である。審理は外国人裁判官5名、現地人裁判官3名の下で行われる²⁶⁾。

民事と商事事件について、裁判所は外国人と現地住民、異なる国籍の外国人の間に生じたすべての訴訟に裁判権をもつ。外国人の身分法に関する訴訟や同国籍の外国人間の訴訟は領事裁判所の管轄となる。ただし、同国関の外国人間の訴訟であっても、不動産に関する訴訟は混合裁判所が裁判権をもつ²⁷⁾。

第一審には民事裁判所、商事裁判所、簡易裁判所 (*Le tribunal de justice sommaire*)、急速審理裁判所 (*Le tribunal des référés*) が置かれた²⁸⁾。簡易裁判所は一定額以下の訴訟を扱

²⁶⁾ ROJ. Titre 1. Art. 2, 3. *Codes* 1896: 3-4.

²⁷⁾ ROJ. Titre 1. Art. 9. *Codes* 1896: 5.

²⁸⁾ Pro. M. Art. 26. *Codes* 1896: 334.

う裁判所であり、第1審裁判所に所属する裁判官のうち1名が担当する²⁹⁾。急速審理裁判所も同様に第一審の裁判官のうち1名が担当する。急速審理は、権利の侵害など緊急の措置を講ずる必要がある場合に行われる³⁰⁾。

係争が生じた場合、どの第一審裁判所が管轄するかは訴訟手続法に定められている。債権あるいは動産に関する訴訟であれば、被告の住所 (domicile) か、被告がエジプトに住所をもっていなければ住居 (residence) の所在地を管轄する裁判所となる。不動産や保有に関する事件の場合、係争地や係争物の所在地を管轄する裁判所である³¹⁾。第一審裁判所の管轄地域と1897年時点での人口を表1にまとめた³²⁾。

表1 第一審裁判所の管轄地域と人口

第一審裁判所	管轄地域	1897年時点人口 (うち外国人人口)
アレキサンドリア	アレキサンドリア行政区、ロゼッタ行政区、ブヘイラ県、ガルビーヤ県、西の辺境地区	2,197,818人 (50,829人)
カイロ	カイロ行政区、カリュービーヤ県、ギーザ県、メヌーフィーヤ県、アスワンまでの中エジプト、上エジプト諸県	5,823,623人 (40,406人)
マンスーラ (イスマイリア)	ダミエッタ、エルアリーシュ、イスマイリア、スエズ、ポートサイド、シャルキーヤ県、ダカフリーヤ県、東の辺境地区	1,600,390人 (21,339人)

J.A. Wathelet & R.G. Bruton 1920: 747-748 ; *Recensement général* 1898: XLVI-XLVII. より作成。

控訴に関する訴訟手続法の条文をみると、第390条では請求額が8,000ピアストルを超える金額の場合、あるいはこの請求額が不確定である場合に控訴しうるとされている³³⁾。ただし、第395条では、裁判管轄に関してなされた第1審の判決は、請求金額に関係なく控訴により異議申立て可能とされる³⁴⁾。訴訟手続法には状況別に様々な規定が設けられており、本稿では十分に検討しきれない。ここでは控訴に際して金額の制限が設けられていたことを指摘しておきたい。

²⁹⁾ 民商事手続法の第28条第1項では、簡易裁判所は終審の場合は800ピアストルを超えない価格の債権や動産に関する事件および、控訴の権限を留保する場合は、同様の性質の事件に関して、2,000ピアストルまでの価格に関する事件に対して判決を下すとしている (Pro. M. art. 28. *Codes* 1896: 335)。ただし、第29条では、当事者たちの合意の上で自発的に提訴された場合は、簡易裁判所は、法が許す限りにおいて、終審としてすべての訴えについて裁定することができるとされている (Pro. M. art. 29. *Codes* 1896: 336)。

³⁰⁾ Pro. M. art. 34. *Codes* 1896: 337.

³¹⁾ Pro. M. art. 35. *Codes* 1896: 337.

³²⁾ 19世紀前半から20世紀前半にかけて、外国人はアレキサンドリアとカイロの二大都市に集中していた。1897年の人口調査では、アレキサンドリアの外国人人口は46,118人、カイロは35,385人である (*Recensement général* 1898: XLVI-XLVII)。

³³⁾ Pro. M. art. 390. *Codes* 1896: 393.

³⁴⁾ Pro. M. art. 395. *Codes* 1896: 394.

(2) 裁判件数の推移と『公式選集』の網羅性

ここからは、裁判統計を用いて『公式選集』の判決件数に対する網羅性を確認していく。表2は第一審と控訴院の係属件数と判決件数、『公式選集』の判例数をまとめたものである。1883/84年分の件数は統計に記載されていなかった。係属件数、判決件数ともに、第一審は民事・商事・簡易裁判の合計、控訴院は民事・商事裁判の合計である。係属件数は、その年度に新たに提訴された件数と前年度から持ち越されている訴訟の合計である。判決件数は当該年度に下された判決数である。『公式選集』には中間判決に関する判例も見られることから、判決数は中間判決も含んだ数値とした。対象期間における第一審の係属件数は平均で7,402件、判決件数は平均4,571件であり、毎年約3,000件が翌年に持ち越されている。控訴院の係属件数は、平均で約700件、判決件数の平均は370件である。第一審の判決件数に対して、控訴院の係属件数は非常に少なく、多くの訴訟は控訴されなかったことがわかる。

控訴院の判決件数と『公式選集』の判例件数を比較すると、初年度は86%の判決が判例として収録されている。しかし、2年目以降は収録される割合は低下し、1887/88年には控訴院判決数のうち15%しか収録されていない。したがって、『公式選集』から控訴院で下された判決の全体像を知ることはできない。さらに、訴訟手続法には控訴の制限が課されていた。控訴されない訴訟や、制度上控訴できない訴訟は、そもそも『公式選集』の収録対象にはなりえない。

次に係属件数に目を向けてみよう。係属件数は原告あるいは控訴人が裁判所に提訴した件数であり、訴訟当事者の裁判所利用の状況をうかがい知ることができる。第一審の係属件数は年度により大きな変動を見せている。グラフ1はアレキサンドリア、カイロ、マンスーラ第一審それぞれの係属件数をグラフで表わしたものである。1876年～1876/77年にかけて増加傾向がみられ、その後減少し、1882/83年に大幅に増加する。特に1882/83年はアレキサンドリアの増加が著しい。Cannonは、1876年4月にエジプト財政が破綻すると、外国人債権者たちは自身の債権を守るため、混合裁判所に大量に訴訟を持ちかけたと指摘している³⁵⁾。一方、グラフ2に示したように、控訴院の係属件数は、第一審とは異なる推移をみせている。第一審で大幅な増加がみられた1882/83年には控訴院の係属件数は減少し、むしろイギリス占領開始以降増加傾向にある。少なくとも、混合裁判所の裁判件数の推移と政治変動の関係は、控訴院よりも第一審での裁判に明確あらわれていることは指摘できるだろう。

³⁵⁾ Cannon 1988: 66.

表2 第一審・控訴院の係属件数と判決件数

	1876	1876/77	1877/78	1878/79	1879/80	1880/81	1881/82	1882/83	1883/84	1884/85	1885/86	1886/87	1887/88	平均
第一審	係属	7,587	9,571	6,267	5,303	5,403	6,069	10,814	n/a	9,317	7,975	7,544	7,416	7,402
	判決	6,731	6,434	4,694	3,599	3,766	3,829	6,648	n/a	5,514	4,936	4,641	4,381	4,571
控訴院	係属	185	542	671	751	685	711	518	n/a	754	891	976	943	700
	判決	89	212	327	448	405	443	274	n/a	345	437	561	533	370
公式選集	判例	77	168	119	159	88	95	52	56	45	56	65	85	—

(件)

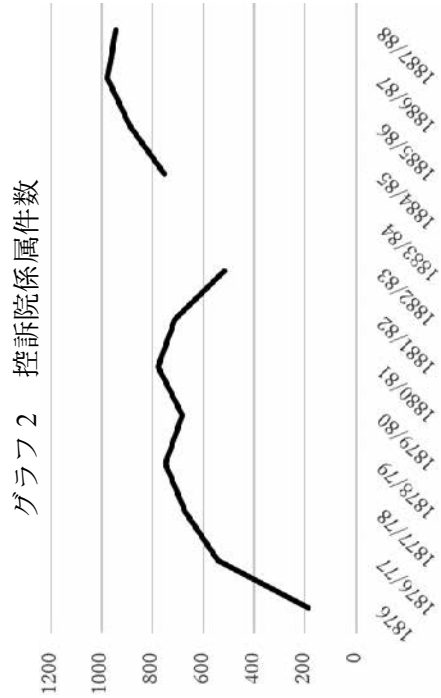
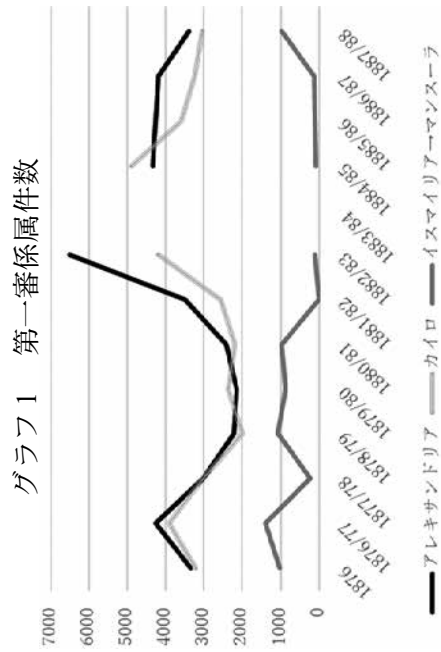


表2、グラフ1、2は全てStatistique des juridictions mixte 1880, 1884, 1888より作成。

(3) 第1巻の件名索引にみる裁判の争点

最後に、第1巻の件名索引に掲載される用語をみてみたい。第1巻は控訴院判決数のうち86%が判例として収録されていた。したがって、控訴院での裁判状況がおおよそ『公式選集』に反映されているといえる。先に説明した通り、判例冒頭には裁判の争点を表す件名が付与されており、その一部が巻末索引にまとめられている。しかし、第1巻には判例冒頭に件名が付与されていないため、巻末の件名索引を集計し、分類をおこなった。なお、第1巻の判例数77のうち、76件が索引と対応している。

表3に第1巻巻末索引の件名を示した。索引に掲載されている語は116件である。対応する判例が2件以下の用語は「その他」にまとめた。最も多くみられるのは「証拠・証人」である。続いて「裁判管轄」「控訴」が続く。訴訟内容がわかるものとしては、「賃貸借」が7件みられる。また「商行為」「約束手形」といった商業に関する件名もみられる。「国籍」や「国際条約」「外国の法」は外国人が関わる訴訟を管轄する混合裁判所の特徴をよく表している。第1巻の索引の件名を大まかにみると、賃貸借や債務弁済、破産など訴訟の原因が想定できるものと、控訴や執行といった訴訟手続きに関わる用語が見られる。

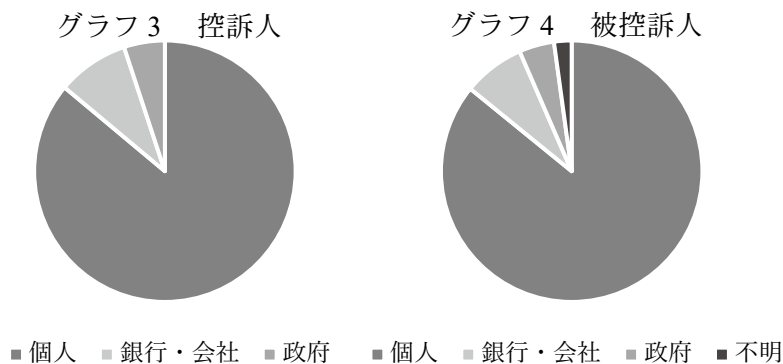
表3 『公式選集』第1巻の件名索引分類

	件名	件数
証拠・証人	Prova/ Preuve contraire/ Preuve testimoniale	11
控訴	Apello	9
裁判管轄	Coméptence/ Imcompéptence, Incompetenza	9
賃貸借	Louage, Bail, Locazione	7
執行/仮執行	Esecuzione/Esecuzione provisorio/Exécution provisoire	5
商行為	Acte de commerce	4
約束手形	Biglietti all' ordine/Billet à ordre	4
破産	Fallimento/Fallité	4
外国の法	Legge estera/ Loi étrangère	4
債務弁済	Liberazione di debito	4
判決	Giuramento decisorio, Jugement interlocutoire, Sentenza	3
国籍	Nazionalità, Naturalisatoin	3
決訟的宣誓	Serment litisdécicoire	3
国際条約	Traité international/ Tratto internazionale	3
その他		39
計		116

Recueil officiel, tome 1, 1ere partie, Table Alphanbetiqueに基づき筆者作成。

最後に、第1巻の訴訟当事者の構成を示しておきたい。グラフは判例に記載される控訴人、被控訴人名を控訴人、被控訴人の属性を個人、銀行・会社、政府に分類したものであ

る。控訴人は79名、被控訴人は92名である。ただし、訴訟当事者名が「〇〇と共同訴訟人」、「〇〇とその息子たち」のように、代表者しか書かれていない場合があり、実際の訴訟当事者数は、より多いと考えられる。1人の控訴人が複数名を訴えている場合があるため、控訴人よりも被控訴人が多い。ただし、控訴人、被控訴人ともに属性の割合は同じであり、個人が約85%を占める。個人のグループの中で、明らかにアラブ名であると判断がつく人物は、控訴人では18名、被控訴人では42名であった。初年度には、現地住民側が控訴するケースは少なく、むしろ第1審で現地住民側が勝訴したが、控訴されるケースが多かったと考えられる。



おわりに—『公式選集』の限界と可能性

本稿では『公式選集』の判例に記載される内容、裁判件数との比較、第1巻の件名索引の3つの観点から、『公式選集』の史料としての性格を検討した。まず、判例には当事者の主張や証拠に対する裁判官の法的見解、判決の根拠が記されている。こと、訴訟の経緯や、訴訟当事者の属性に関する情報、訴訟当事者間の関係は記載されない場合があることを確認した。

続いて、裁判統計を用いて裁判件数と判例収録件数を比較した。1876年から1887/88年の間で第一審では平均4,571件の判決が下されていたのに対し、控訴院での係属件数は平均で700件である。このことから、多くの訴訟は控訴されずに第一審で終了しているといえる。その理由の一つとして考えられるは、訴訟手続法に定められる控訴の条件である。本稿では、訴訟手続法には控訴には請求額の条件が定められていたことを確認した。したがって『公式選集』に収録される判例は、控訴可能であった訴訟のみであることになる。また、第一審の係属件数は、エジプトの財政破綻とイギリス占領という政治変動との相関関係が見られたのに対し、控訴院の係属件数については、政治変動による影響は明確には読み取れなかった。加えて、控訴院判決の件数と『公式選集』の判例数にも差があり、第1,2巻は判決件数のうち約8割が判例として収録されていたが、その比率は低下し、1887/1888年の第13巻では約1.5割程度になった。したがって、『公式選集』の史料上の制約として、控訴院の判例であること自体の問題と控訴院判決からの取捨選択という点があげられる。

そして、第1巻の件名索引では「証拠・証人」「控訴」「裁判管轄」がといった用語が多く見られた。件名からは訴訟当事者間が何を原因として争っていたかは、わからない場合

が多い。しかし、件名の傾向や特徴を見ることで、『公式選集』の編纂者や、これを利用したであろう裁判官や法律家がどのようなことに興味を持っていたかを知ることができる。なぜなら、『公式選集』の判例が控訴院判決から抽出されたものであるということは、『公式選集』編纂者がその判例を収録して出版することに意義があると考えていた、と推測できるからである。争点の通時的な分析も今後の課題である。

ここまで、『公式選集』の「限界」を指摘してきた。しかし、『公式選集』の可能性はこれまで述べてきた「限界」と表裏一体であると考えられる。『公式選集』の判例から明確に読み取れるのは、裁判官が当事者の主張や提出された証拠をどのように認識し、法的見解を下したかという点にある。外国人裁判官が過半数をしめ、フランスの司法制度の下で運用された混合裁判所においては、こうした裁判官の認識や法的判断自体が分析対象となりえる。さらに、判例からは、訴訟当事者がどのように自身の権利を主張しているか、どのような証拠を用いているか、といった情報を得ることができるのではないだろうか。史料上の制約として指摘した、控訴院判決からの取捨選択という点についても、その判決が判例化された理由を明らかにできれば、裁判官や法律家側からみた当該判決の重要性を示すことになりうる。今後は、今回明らかにできなかった『公式選集』の編纂者や編纂過程について確認し、『エジプト立法・判例報』も対象とした判例集の史料的検討を進めることが課題となる。

別表1 『公式選集』Jurisprudence des tribunaux de la réforme en Egypte Recueil officiel 書誌情報

巻部	内容	司法年度	出版年	出版地	印刷所	判例件数	閲覧	特記事項
1 1	控訴院判決	1875-76	記載なし	記載なし	記載なし	77	一橋	
1 2	委員会判決	1875-76, 1876-77	記載なし	記載なし	記載なし	50	BN (Bibliothèque Nationale d' France)	被告はエジプト政府。判例は原告が帰属する国ごとに分類されている。国別の判例数は、イギリス4件、オーストリア＝ハンガリー12件、フランス8件、ギリシヤ18件、イタリア7件、ロシア1件。
1 3	特別法廷判決	記述なし	記載なし	記載なし	記載なし	92	一橋	原告あるいは被告のどちらかがエジプト政府、ヘドイーズ所領(ダークイラ)である。
2 2	控訴院判決	1876-1877	記載なし	記載なし	記載なし	168	BN	
3 1	控訴院判決	1877-1878	記載なし	記載なし	記載なし	119	一橋	
4 1	控訴院判決	1878-79	記載なし	記載なし	記載なし	159	BN	一橋大学所蔵分は4、5巻が合冊されている。
5 1	控訴院判決	1879-80	記載なし	記載なし	記載なし	88	BN	
6 1	控訴院判決	1880-81	記載なし	記載なし	記載なし	88	BN	一橋大学所蔵分は6、7巻が合冊されている。
7 1	控訴院判決	1881-82	記載なし	記載なし	記載なし	95	BN	
8 1	控訴院判決	1882-83	記載なし	Alexandrie	Imprimerie Française A. Mourès et Cie	52	BN	
9 1	控訴院判決	1883-1884	記載なし	Alexandrie	Typo-Lithographie V. Penasson	56	BN	
10 1	控訴院判決	1884-1885	記載なし	Alexandrie	Typo-Lithographie V. Penasson	45	Havard Univ	
11 1	控訴院判決	1885-1886	記載なし	Alexandrie	Typo-Lithographie V. Penasson	56	Havard Univ	
12 1	控訴院判決	1886-1887	記載なし	Alexandrie	Typo-Lithographie V. Penasson	65	Havard Univ	
13 1	控訴院判決	1887-1888	1888	Alexandrie	Typo-Lithographie V. Penasson	85	Havard Univ	

閲覧の項目は、データ作成時に利用した『公式選集』の所蔵先である。BNとハーバード大学所蔵分はデジタルアーカイブ (Gallica, Hathi Trust Digital Library) にて閲覧した。

文献一覧

史料

1. 判例集

Jurisprudence des tribunaux de la réforme en Égypte: Recueil officiel.

書誌情報は別表1のとおり。

2. 法令集

Codes des tribunaux mixtes d'Égypte précédés du Règlement d'organisation judiciaire. 1896. Alexandrie: Imprimerie Générale L. Carrière.

Règlement générale judiciaire. 1877. Alexandrie: Imprimerie du commerce.

J.A. Wathelet, R.G. Bruton. 1920. *Lois usuelles en vigueur en Égypte.* tome 2, Bruxelles: F. Larcier.

3. 裁判統計

Statistique des juridictions mixtes pour la première période quinquennale. 1880. Alexandrie: imp. du Journal des pyramides.

Statistique des juridictions mixtes pour les années judiciaires 1880-1881 1881-1882 1882-1883. 1884. Alexandrie: imprimerie française A. Mourès & Cie.

Statistique des juridictions mixtes pour les années judiciaires 1883-1884 1884-1885 1885-1886 1886-1887 1887-1888. 1888. Alexandrie: V. Penasson.

4. 人口センサス

Recensement général de l'Égypte 1er juin 1897. 1898. Cairo: Imprimerie Nationale.

参考文献

Baer, Gabriel. 1962. *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950.* London: Oxford University Press.

Baring, Evelyn (Earl of Cromer). 1908. *Modern Egypt.* v.1. London: Macmillan.

Brinton, Jasper Yeates. 1968. *The Mixed Courts of Egypt.* rev. ed. New Haven: Yale University Press.

Brown, Nathan J. 1993. "The Precarious Life and Slow Death of the Mixed Courts of Egypt." *International Journal of Middle East Studies* 25(1), 33-52.

Cannon, Byron. 1988. *Politics of Law and the Courts in Nineteenth Century Egypt.* Salt Lake City: University of Utah Press.

Conseil de l'ordre des avocat. 1926. *Les juridictions mixtes d'Égypte 1876-1926: Livre d'or.* Alexandrie: s. n.

Hoyle, Mark S.W. 1991. *Mixed Courts of Egypt.* London: Graham & Trotman.

Panzac, Daniel. 1987. "The Population of Egypt in the Nineteenth Century." *Asian and African Studies* 21(1), 11-32.

Petricca, Francesca. 2012. "Filling the Void: Sharī'a in Mixed Courts in Egypt: Jurisprudence (1876-1949)." *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 55(4-5), 718-745.

———. 2011. *Daily Conflicts in a Transition Society: Mixed Courts of Egypt and Decolonization Dynamics (1937-1949).* Ph. D. Dissertation, Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg (Germany).

Sālim, Latīfa Muhammad. 2010. *Al-Nizām al-Qadā'ī al-Misrī al-Hadīth 1875-1914.* reprint of 1984, Cairo: Dār al-Shurūq.

Sonbol, Amira El-Azhary. 2003. "'The Woman Follows the Nationality of her Husband': Guardianship, Citizenship and Gender." *Hawwa* 1(1), 86-117.

Société de législation comparée. 1887. *Bulletin de la société Législation Comparée.* tome 6, 01 janvier 1887, no. 1.

Taha, Mai. 2019. "Drinking Water by the Sea: Real and Unreal Property in the Mixed Courts of Egypt." in Daniel S. Margolies (eds.). *The Extraterritoriality of Law: History, Theory, Politics.* London: Routledge, 119-133.

Todd, David. 2018. "Beneath Sovereignty: Extraterritoriality and Imperial Internationalism in Nineteenth-Century Egypt." *Law and History Review* 36(1), 105-137.

Ze' Evi, Dror. 1998. "The Use of Ottoman Sharī'a Court Records as a Source for Middle Eastern Social History: a Reappraisal." *Islamic Law and Society* 5(1), 35-56.

Wilner, Gabriel. M. 1975. "The Mixed Courts of Egypt: a Study on the Use of Natural Law and Equity." *Georgia Journal of International and Comparative Law* 5(2), 407-430.

板寺一太郎 2002. 『外国法文献の調べ方』信山社出版。

大河原知樹 2005. 「イスラーム法廷と法廷史料」『記録と表象 史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会、143-170。

- 加藤 博 1993. 『私的土地所有権とエジプト社会』 創文社.
- 出川英里 2022 「19世紀エジプトにおける「混合裁判所」の制度をめぐる一考察—「司法組織規則」の分析を通じて—」『中東における文化・社会変容の研究：歴史的視点から』（千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書365）、1-33.
- 中村義孝 2013. 『概説フランスの裁判制度』 阿吽社.
- 中岡三益 1991. 『アラブ近現代史—社会と経済—』 岩内書店.
- 長沢栄治 1991. 「世界綿業の展開とエジプト農村の労働力問題」柴田三千雄ほか編『世界の構造化』（シリーズ世界史を問う10）岩波書店、105-132.
- 三浦 徹 1998. 「19世紀ダマスカスのイスラム法廷文書（1）サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」『東洋文化研究所紀要』135、147-227.
- 山口俊夫（編）2002. 『フランス法辞典』 東京大学出版会.

ウェブサイト

- Mestyan, Adam (with additional comments by Rudolph Peters). March 3. 2014. “Dar al-Mahfuzat al-‘Umumiyya (Cairo).” Hazine, (URL: <https://hazine.info/daralmahfuzat/>)(最終閲覧日：2023年6月10日)
- 秋葉 淳 2012. 3 (2014. 3最終更新). 「オスマン帝国史料改題—シャリーア法定台帳」公益財団法人東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室、(URL: <http://tbias.jp/ottomansources/sicill>) (最終閲覧日：2023年6月22日)